

# CALS / EC 資格制度管理委員会規則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 CALS/EC 資格制度 ( 該当資格としては Registered CALS/EC Instructor、Registered CALS/EC Expert の 2 種類があり、以下各々「RCI」、「RCE」という ) の適正かつ公正な実施を図るため、CALS/EC 資格制度施行規程第 24 条に基づきこの規則を定める。

(業 務)

第 2 条 管理委員会は、次の事項を所掌し必要に応じて理事長に報告するものとする。

- ( 1 ) 実施計画の審議を行うこと。
- ( 2 ) 収支計画及び決算の審議を行うこと。
- ( 3 ) 試験専門委員会委員ならびに試験問題作成者及び採点者の推薦に関すること。
- ( 4 ) 試験問題の決定及び配点に関すること。
- ( 5 ) 合否の判定に関すること。
- ( 6 ) 受験資格の基準に関すること。
- ( 7 ) 登録資格及び更新登録資格判定基準に関すること。
- ( 8 ) 登録更新のための講習の基本方針に関すること。
- ( 9 ) その他資格制度の実施に関し重要な事項の審議を行うこと。

## 第 2 章 会 議

(議 長)

第 3 条 委員長は、管理委員会の議長となる。

2 . 副委員長は、委員長を補佐し会務を処理する。委員長に事故あるときは、あらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

(管理委員会の開催)

第4条 管理委員会は、必要に応じ開催し委員長が招集する。

(委員の代理人の出席)

第5条 委員は委員の指名する代理人を出席させることができる。

(管理委員会の成立)

第6条 管理委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席または委任状により成立する。

### 第3章 試験専門委員会

(試験専門委員会)

第7条 試験の厳正かつ公正な実施を図るため管理委員会に試験専門委員会(以下「専門委員会」という)を置く。

(専門委員会委員)

第8条 専門委員会委員は12名以内とし、管理委員会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

2. 専門委員会委員の氏名は非公開とする。

第9条 専門委員会委員長(以下「専門委員長」という)は管理委員会委員の中から委員長が推薦する。

2. 専門委員長は必要により専門委員会委員の中から副委員長を指名することができる。

(業務)

第10条 専門委員会は、次の業務を行う。

- (1) 試験問題、模範解答の作成
- (2) 採点の配分の検討
- (3) 業務経歴の評価方法の検討
- (4) 採点業務及び管理
- (5) その他試験に関わる業務の管理

(会議)

第11条 専門委員長は、専門委員会の議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し会務を処理する。委員長に事故あるときは、あらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

(専門委員会の開催)

第 12 条 専門委員会は、必要に応じ開催し専門委員長が招集する。

(委員の代理人の出席)

第 13 条 委員の代理人の出席は原則として認めない。

(専門委員会の成立)

第 14 条 専門委員会は、委員の総数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

(試験問題作成者及び採点者)

第 15 条 専門委員長は必要がある場合は試験問題作成者及び採点者を人選し、管理委員会の推薦を経て理事長からの委嘱を依頼することができる。

2. 試験問題作成者及び採点者の氏名は非公開とする。

## 第 4 章 そ の 他

(秘密保持義務)

第 16 条 試験及び合否判定の厳正かつ公正を確保するため本規則による委員等は知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 17 条 本規則に定めのない事項及び疑義を生じた事項については管理委員会が定める。

(附 則)

この規則は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。